

環自整発第2012243号  
令和2年12月24日

都道府県温泉主管部局長 殿

環境省自然環境局自然環境整備課長  
(公 印 省 略)

### 温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）等の周知について

環境省では、温泉資源の保護を図りながら再生可能エネルギーの導入が促進されるよう、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改訂）」（2012年3月策定、2017年10月改訂。以下「ガイドライン」という。）を策定し、地熱発電開発のための掘削許可の判断に有益な情報及び方法等を都道府県に提示しております。

本ガイドラインでは、地熱開発に係る処分の適正を期すために、審議会その他の合議制の機関（以下「審議会等」という。）において、既存温泉への影響等を技術的・科学的見地から判断できる専門家の参画を検討することが望ましく、そのため審議会等の委員に地熱と温泉の関係等に専門的な知見のある有識者を必要に応じて任命することが望ましいとしております。

各都道府県においては、本ガイドラインを参考に温泉法（昭和23年法律第125号）における許可等の運用に当たっていただいているところですが、今般、2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けて、政府では「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」を設置しており、その中でガイドラインが徹底されておらず、審議会等に地熱専門家が不在であるとの意見が寄せられたことから、地熱開発に係る処分について審議する場合には、専門家の審議会等参画に努めるよう改めてお願いいたします。また、地熱開発に係る要綱や内規等を策定する場合においても専門家の助言を仰ぐ等努めるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。